

## 静岡市中心市街地地域おこし協力隊 募集要領

静岡市中心市街地地域おこし協力隊を募集します。

### 1 募集の背景・目的

静岡市は、本州のほぼ中心に位置し、北は3,000m級の南アルプス、南は駿河湾に至る豊かな自然環境を有し、東京から新幹線で約1時間というアクセス性を備えた人口約67万人の政令指定都市です。

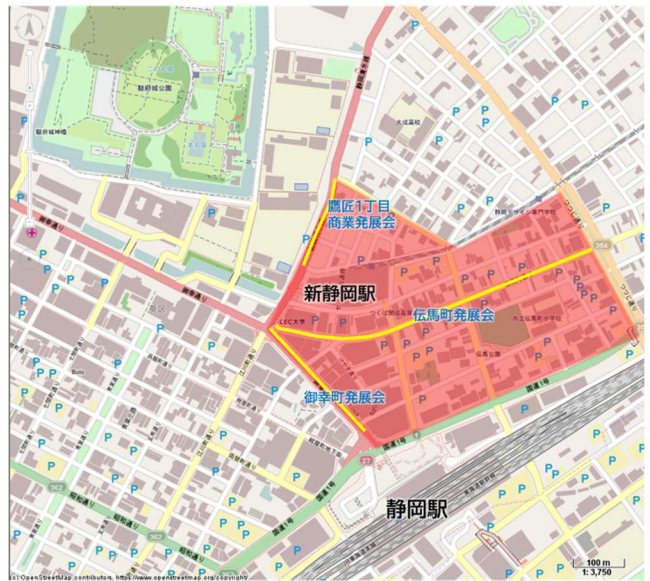
今回、地域おこし協力隊を募集する静岡市中心市街地は、商業、医療、教育、文化といった多様な機能が集積しているエリアです。

一方で、このエリアを支えてきた商店街組織は現在、高齢化や担い手不足の進行により、これまで各団体で担ってきた業務の負担が特定の人に集中するなど、持続的な運営が大きな課題となっています。

そこで、本市では地域の内側と外側の両方の視点を持ち、一定期間地域に関わりながら実践的に課題解決に取り組むことができる「地域おこし協力隊」の仕組みを活用し、商店会運営の持続可能な体制づくり及びエリアの魅力向上に取り組むこととしました。

今回募集する地域おこし協力隊の主な活動場所は、右図に示された赤着色の範囲にある3つの発展会（御幸町発展会・伝馬町発展会・鷹匠1丁目商業発展会）です。

各発展会のほか、公益財団法人静岡市まちづくり公社とも連携し、事務の効率化や運営体制の見える化を進めるとともに、将来的には静岡都心における新たな担い手を増やしていくことを目的として、地域おこし協力隊員を募集します。



御伝鷹（みてた）地区（赤着色の範囲）

## 2 活動エリアの紹介

今回、地域おこし協力隊で主に活動するエリアは「御伝鷹（みてた）地区」を予定しています。

### (1) 御伝鷹地区の成り立ち

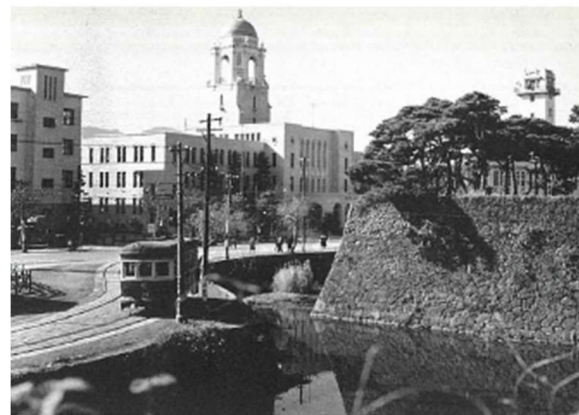
御伝鷹地区は、静岡の城下町の歴史を背景に、それぞれ異なる役割を持ちながら発展してきたエリアです。

伝馬町（てんまちょう）は、江戸時代に東海道の宿場「府中宿」として整備され、多くの人や物が行き交う交通の拠点として賑わってきました。

また、鷹匠は、徳川家康に仕えた鷹匠たちが暮らした武家地が起源で、当時は商人の町とは異なる居住地でした。

一方、御幸町は比較的新しく、昭和初期に昭和天皇が静岡地方をご巡幸（視察）されることを契機に、静岡駅と駿府城方面を結ぶ大通り（御幸通り）が整備されたことから生まれた町です。

こうした背景の異なる三つのエリアは、戦後の復興や再開発を通じて一体的な取組が行われ、現在では静岡駅から駿府城公園へとつながるまちなみを形成しています。



昭和 20 年代のまちなみ



伝馬町の由来を示す石碑

### (2) 現在のまちなみ

伝馬町は大型商業施設・賃貸ビル・飲食店が集まる1区、賃貸ビル・マンションが多い2区、賃貸ビル・商店・住宅・マンションが混在する3区の、3つの区が東西約1.3 kmの旧東海道沿いに連なるエリアです。

鷹匠一丁目は住宅と個性的な店舗が集まるゆったりした魅力あるエリアです。その一方で新静岡駅周辺には大型商業施設もあり、日常の利便性も高いエリアとなっています。



伝馬町・鷹匠のまちなみ

御幸町は静岡駅北口からまっすぐ伸びる  
広い通りが印象的な開放感のある都市空間  
です。オフィスビルが並び、人通りも多  
く、街の玄関口としての役割を担ってい  
ます。

こうした異なる雰囲気歩いて回れるコ  
ンパクトさが、この地区の魅力のひとつ  
です。

### (3) 周辺環境

御伝鷹地区は、生活や活動に必要な機能  
がコンパクトにそろった環境です。

商業面では、新静岡駅直結の「新静岡セ  
ノバ」や「けやきプラザ」などがあり、日  
常の買い物から休日の楽しみまで幅広く  
対応しています。

また、静岡市役所や静岡県庁、静岡市民  
文化会館や駿府城公園などが近接してお  
り、行政手続きやイベント、文化活動の場  
としても利用しやすい立地です。

教育環境も充実しており、例えば小中  
学校、高等学校のほか、「常葉大学」や「静  
岡理科大学 静岡デザイン専門学校」な  
どの専門性の高い学校が徒歩圏にありま  
す。

これらの学校は地域イベントや商店街と  
連携することもあり、地域おこし協力隊の  
活動において、関係性を築くことは重要と  
なります。

### (4) 利用状況・来街特性

(3) のような環境にあることから、通  
勤・通学の利用が多く、また買い物や飲  
食を目的とした来街者も多く訪れる中心  
市街地の一部として、多様な目的で利用  
されています。



御幸町のまちなみ



新静岡セノバ



静岡理科大学静岡デザイン専門学校 (M20)



往來の様子 (駅間を繋ぐけやき通り)

また、静岡商工会議所及び静岡市中心市街地活性化協議会が実施した「静岡地域中心市街地通行量・来街者調査結果報告書（2025年）」によると、御伝鷹地区周辺における休日1日あたりの歩行者通行量は、多い地点では約24,000人、少ない地点でも約1,500人が確認されており、歩行者交通量の多いエリアであることがうかがえます。

静岡地域中心市街地通行量・来街者調査結果報告書（2025年）



### 3 区分、募集人員及び活動内容

区分	委嘱予定人員	活動内容
地域おこし協力隊	1名	<p>【活動内容】</p> <p>中心市街地の商店会（特に、御幸町発展会、伝馬町発展会及び鷹匠1丁目商業発展会の3発展会）と連携し、中心市街地のエリア全体で活動します。また、活動内容は各発展会との協議により役割分担を整理しつつ、隊員自らも主体的に企画・実践に関わり、具体的な取組に携わることを基本とします。</p> <p>●共通内容</p> <p>静岡市内全ての地域おこし協力隊員に取り組んでもらう活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域情報の収集、整理</li> <li>② 地域住民との交流</li> <li>③ 市や地域の住民が行う振興施策への協力</li> <li>④ 市や地域情報の広報</li> <li>⑤ その他、地域振興に関し、市が必要と認める活動</li> </ol> <p>●個別内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 面的なエリア価値向上の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>3発展会と連携し、御伝鷹地区全体としての魅力の発掘や発信を行うとともに、通りやエリアごとの特性を踏まえ、関係者と協力しながらまちづくりを推進すること</li> </ul> </li> <li>② 持続的な組織づくりに向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>各発展会の運営状況を踏まえ、事務の集約や関係者とともに担い手の発掘や関係者を増やすきっかけづくりに取り組むほか、公共空間や民間空地の活用など、エリアマネジメントの視点から取組を推進すること</li> </ul> </li> <li>③ 静岡市中心市街地地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）に基づく補助金交付予定先団体の業務や活動を支援すること</li> </ol>

※上記は想定される活動例であり、地域特性を踏まえ、協議の上で柔軟に活動内容を決定します。

#### 4 活動条件等

雇用形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域おこし協力隊として委嘱します。</li></ul> ※市との雇用関係はありません。
任期	委嘱期間：令和8年10月1日から令和9年9月31日まで（1年間） ※勤務成績が良好な場合は、1年を超えない範囲で更新します（最大3年間）。 ※補欠合格の場合は、令和8年12月31日までに、欠員が生じた場合に限り、随時採用します。
活動場所	中心市街地の商店街（特に、御伝鷹地区）
活動時間	概ね週31時間程度勤務 ※活動日は不定期。有給休暇、各種休暇制度の取扱いはありません。
報償費	月額300,000円（令和8年4月1日時点） ※活動期間が1ヵ月に満たない月は日割り計算になります。 ※通勤手当、時間外手当等の各種手当はありません。
副業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>・副業は、本業の活動に支障のない範囲で認めます。</li><li>・副業を行う場合は、事前に市へ届出を行ってください。</li><li>・副業内容については、事前相談を受け付けます。</li></ul>
活動費	<ul style="list-style-type: none"><li>・活動に必要な経費は、実績に応じて、公益財団法人静岡市まちづくり公社から別途支給予定です（上限あり（月15万円程度を予定））。</li><li>・住居費（賃貸費）については、上記の経費の一部として支給されます。</li></ul> なお、不動産及び車両の取得に要する経費や、引越しの係る費用、敷金、礼金、仲介手数料、光熱水費、通信料、生活に係る備品費、自治会費等をご自身の負担となります。
社会保険等	<ul style="list-style-type: none"><li>・雇用保険には加入しません。</li><li>・健康保険・年金等は各自で加入してください。</li></ul>

## 5 応募資格

次のすべての要件を満たす方

- (1) 地域に入り込み、商店会の関係者や御伝鷹地区の取組に関心がある住民や学生、事業者と日常的にコミュニケーションを取りつつ、新しいことに挑戦しながら、自ら考え、試行錯誤を繰り返していける方
- (2) 委嘱を受けてから地域おこし協力隊の活動を行うまでの間に、静岡市に住民票を異動し転入をすることができる方
- (3) 任期満了後も本市に定住する意欲のある方
- (4) 現在の居住地（(2)の転入前の住民登録地）の市区町村が、国が定める「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の地域要件区分欄の①「3大都市圏内都市地域」、②「3大都市圏内指定都市」、③「3大都市圏外指定都市」等に該当すること

※現在の居住地がどの地域に該当するかは、「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。一部条件不利地域にお住いの場合は、住所地により応募の可否が異なります。詳細は静岡市商業労政課（電話：054-354-2306）までお問い合わせください。

- (5) 心身ともに健康で、誠実に職務を遂行できる方
- (6) 市民・関係団体・行政職員と円滑なコミュニケーションができる方
- (7) パソコン（Word、Excel、PowerPoint、メール、SNS等）の基本操作ができる方
- (8) 普通自動車運転免許を有する方
- (9) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

## 6 応募手続

- (1) 申込方法

電子申請

※QRコード又は下記URLからアクセスし、申し込んでください。

<https://logoform.jp/form/79j2/956435>

- (2) 提出書類

上記フォームに以下の資料を添付してください。

- ① 顔写真

（正面・脱帽・上半身、申込前6か月以内に撮影した本人と確認できるもの。）

- ② 住民票の写し

- ③ （任意）これまでの活動実績を示す資料

（写真、紙面デザイン、ライティング原稿、インターネット記事など）



※提出書類及び面接審査時に取得した個人情報、選考事務及び委嘱事務以外の

目的には一切使用しません。

(3) 申込期限

令和8年8月5日(水) 必着

7 選考方法

提出いただいた内容及び面接審査により選考いたします。

(1) 第1次選考(書類選考)

ただし、応募者が6人を超える場合は、第1次選考で6人を選抜します。

(2) 第2次選考(面接)

【面接日】令和8年8月21日(金) 予定

※面接審査の開催場所・詳細時間等については、申し込み後に受験票にて通知します。

(3) 受験票の発送

受験票は令和8年8月12日(水)頃に発送予定です。

8月14日(金)までに届かない場合は商業労政課までご連絡ください。

(4) 選考結果

合否にかかわらず、令和8年9月上旬までにメールで全員に通知します。

8 その他

災害等により、選考日程を変更する場合があります。

提出書類により取得した個人情報は、選考事務以外の目的には使用しません。

【お問い合わせ先】

静岡市役所 商業労政課 商業・まちなか活性化係(浅井)

〒424-8701

静岡県静岡市清水区旭町6番8号

TEL: 054-354-2306

FAX: 054-354-2132

メールアドレス: shogyo@city.shizuoka.lg.jp